

公益社団法人京都ビルメンテナンス協会は ビルクリーニング業務を通じて 国際協力を推進します

当協会は外国人技能実習制度を活用し、開発途上国の若者を技能実習生として受け入れ、実際のビルクリーニング業務を通じて実践的な技術・知識を学び、帰国後母国の経済発展の担い手となる人材育成を行っております。

法務大臣、厚生労働大臣より許可を受けた「**監理団体**」として、送り出し機関と連携をとり、外国人技能実習生受入れ企業様と一緒に、実習生に寄り添った監理団体を目指しております。

技能実習生は、在留期間が終了するまでに技能検定を必ず受検・合格しなければなりません。

- ・技能実習 1 号修了までに「基礎級」技能検定(実技と学科試験)
- ・技能実習 2 号修了までに「随時 3 級」技能検定(実技試験)
- ・技能実習 3 号修了までに「随時 2 級」技能検定(実技試験)

◆受検申請の流れや、よくあるご質問

→→→厚生労働省の H.P.をご覧ください。

[「技能検定」に関する注意点\(厚生労働省 H.P.\)](#)



◆試験方法や合格基準、「基礎級」の過去問題

→→→(公社)全国ビルメンテナンス協会の H.P.をご覧ください。

[ビルクリーニング外国人技能実習生の技能検定](#)
([\(公社\)全国ビルメンテナンス協会 H.P.](#))



「随時 3 級」は一般試験と同等レベルの問題となりますので、
ビルクリーニング技能士ページをご覧ください。

[ビルクリーニング技能検定\(\(公社\)全国ビルメンテナンス協会 H.P.\)](#)



ビルクリーニング分野で頑張っている技能実習生の皆さん、何かご相談がありましたら、
京都ビルメンテナンス協会 事務局(TEL 075-606-1258)までご連絡ください。



公益社団法人 京都ビルメンテナンス協会
法 人 Kyoto Building Maintenance Association